

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	16 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	14 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	30 件
国民年金関係	13 件
厚生年金関係	17 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から同年6月までの期間及び50年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年1月から45年3月まで
② 昭和49年4月から同年6月まで
③ 昭和50年1月から同年3月まで

申立期間②及び③については、結婚してA市に居住しており、国民年金保険料は地区の婦人会の方が集金に来られ、また、自分も集金に行くこともあり、皆顔見知りであったので、納付しないということはありません、未納と記録されているのは信じられない。昭和51年ごろだったか、婦人会長が急死された際、婦人会長の保険料の使い込みが発覚して大騒ぎになったが、市の職員から、「婦人会の保険料については責任を持つので安心するように。」と説明を受けたので、安心していただけました。未納になっているという自分の記録を見て、この事情を思い出した次第で、調査をお願いしたい。

また、申立期間①については、20歳になったとき、亡くなった母が国民年金に加入するようと言って、加入手続をし、結婚するまで納付していたはずなので、念のため納付記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は申立人の母親が国民年金保険料を納付していたと主張しており、申立人自身は、当時、国民年金への加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親も既に亡くなっているため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である上、申立人の母親が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 45 年 5 月に払い出されていることが確認でき、この時点で、申立期間①の一部は時効により国民年金保険料を納付することができず、申立期間①のうち 43 年 4 月から 45 年 3 月までの期間は、過年度納付によるほかは、保険料を納付できない期間であるが、過年度納付したことをうかがわせる形跡は見受けられず、さらに、特例納付をうかがわせる事情や別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

一方、申立期間②及び③については、それぞれ 3 か月と短期間であるとともに、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みである上、国民年金手帳記号番号が払い出されて以降は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付していることを踏まえると、当該期間についても保険料を納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 50 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福岡国民年金 事案 1453

第1 委員会の結論

申立人の平成3年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月

申立期間の国民年金保険料納付記録を照会したところ、保険料の納付記録は確認できなかったとの回答をもらった。

申立期間の国民年金保険料は、妻が納付書に基づきA郵便局で納付していたので回答に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間である上、申立人は、申立期間前後の期間の国民年金保険料を納付している。

また、申立人が所持する国民年金保険料の納付書・領収証書から、申立期間前後の保険料は時効直前に1か月ごと納付されていることが確認できることから、申立人の保険料を納付していたとする妻が申立人の未納保険料の解消に努めていた事情が見受けられ、このような申立人の妻の納付意識を踏まえると、申立人の妻は申立期間の保険料を納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主（A社）は、申立人が昭和38年7月21日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年9月21日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額は1万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和20年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和38年7月21日から40年5月1日まで

B社（現在は、C社）では継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録の途中に空白があることには納得がいかないため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 社会保険庁のオンライン記録により、申立人は、申立期間以前の昭和38年3月18日にB社において厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年7月21日に被保険者資格を喪失後、申立期間直後の40年5月1日に同社において被保険者資格を再取得していることが確認できるものの、申立期間において被保険者であることの記録は確認できない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和38年7月21日から同年9月21日までの期間については、申立人が所持する同年7月21日付けの辞令により、「D社」への転勤が確認される上、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が同年7月21日に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年9月21日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、C社へ照会した結果、D社は、B社の系列会社であるA社の所属であったことが確認されるとともに、C社が保管する失業保険被保険者転出届受理通知書により、昭和38年7月21日付けで申立人を含む5人がB社からD社が所属するA社に転出したこと、及び社会保険庁のオンライン記録において、申立期間における申立人の記録は確認できないものの、当該通知書に記載されている申立人を除く4人全員は同日付けでA社におい

て厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、これらの同僚4人については、オンライン記録と合致する被保険者記録となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和38年7月21日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出及び同年9月21日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

2 一方、申立期間のうち、昭和38年9月21日から40年5月1日までの期間については、申立人と一緒にA社に移籍した同僚の供述により、当該事業所に継続して勤務していた可能性がうかがわれるものの、その期間の特定はできない。

また、申立人が所属していた可能性がうかがわれる当該事業所のほか、B社、及び同社の関連会社で確認できる6つの厚生年金保険適用事業所「E社」、「F社」、「G社」、「H社」、「I社」、「J社」に係る社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、いずれも当該期間における申立人の記録は確認できない。一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

さらに、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、法人登記においても平成5年11月30日に解散していることが確認できる上、C社への照会の結果においても、「申立人に係る人事記録や社会保険への適用状況については、そのほとんどの関係資料は残っておらず、保険料控除については確認できない。」と回答しており、勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和38年9月21日から40年5月1日までの期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格喪失日に係る記録（昭和 37 年 11 月 21 日）、及び資格取得日に係る記録（昭和 38 年 4 月 25 日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を 2 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 11 月 21 日から 38 年 4 月 25 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A 社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

当時、B 市（現在は、C 市 D 区）、E 市、F 市、G 市などで会社役員及び所長付運転手として勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する A 社本社及び H 社 I 事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は、昭和 34 年 7 月 13 日に A 社本社の厚生年金保険の被保険者資格を取得し、37 年 8 月 1 日に同資格を喪失していること、同年 8 月 1 日に H 社 I 事務所及び A 社本社の同資格を重複取得し、同年 8 月 4 日に H 社 I 事務所の同資格、同年 11 月 21 日に A 社本社の同資格をそれぞれ喪失していること、及び 38 年 4 月 25 日に同社本社の同資格を取得していることが確認できるものの、申立期間における被保険者記録は確認できない。

しかしながら、A 社本社の在職証明書並びに上記の被保険者名簿において申立人が名前を挙げた上司及び同僚に係る被保険者記録が確認できることから判断すると、申立人は、昭和 34 年 7 月 13 日に当該事業所に入社後、38 年 7 月

に当該事業所を退社するまで継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人が当該事業所において同じ業務に従事していた同僚として名前を挙げた者は、「申立期間当時、申立人はC市D区に所在するA社本社からH社I事務所に転勤し、所長専用車の運転手として途中退社も無く勤務していたことを記憶している。」と供述しており、当該同僚は、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、ほかに同様に記録が欠落している者の事例は確認できない。

さらに、H社I事務所に勤務していた申立人の同僚4人は、「申立期間当時、申立人が所長専用車の運転手として勤務していたことの記憶はある。」と供述している。

加えて、当時の事業主へ照会した結果、事業主は、「申立人が技術系の正社員として昭和34年に採用され、退職した38年まで運転手として勤務していたことは記憶しており、申立期間のみ厚生年金保険料を給与から控除しなかったことは考え難い。」と回答している。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和37年10月の社会保険事務所の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間についても保険料を納付していたはずであるが、当時の関係書類は保存しておらず、この事実については立証できないと供述しているものの、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和37年11月から38年3月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和19年4月1日から同年10月20日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年4月1日に訂正し、同年4月から同年9月までの標準報酬月額を30円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和19年3月16日から同年10月20日まで

私は、国のB支局（現在は、C社）を退職し、昭和19年3月16日にA社に入社した。しかし、社会保険事務所の記録によれば、A社における厚生年金保険被保険者資格の取得日が同年10月20日となっている。同年3月16日から同年10月20日までの約7か月間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社が保管する申立人に係る人事記録により、申立人が昭和19年3月9日に国のB支局を退職し、同年3月16日にA社に入社したことが確認できるほか、当該事業所における業務内容に関する申立人の鮮明な記憶及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立人が国のB支局及び当該事業所で一緒に仕事をしたとする同僚は、「自分は、申立人と同時期と一緒に国のB支局から当該事業所へ入社した。このほかに、入社時期は多少遅れたと思われる者二人を含めて同支局から当該事業所へ入社した者は5人ぐらいいた。」と供述しているところ、この同僚が名前を挙げた、申立人を除く4人の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録を見ると、当該同僚は、昭和19年4月1日に被

保険者資格を取得し、入社時期が多少遅れたと思われる二人は、それぞれ同年6月15日及び同年8月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる（残り一人は同被保険者名簿に学徒動員を意味すると考えられる「(学)」の表示があり、被保険者資格は取得していなかったものと考えられる。）ことから、申立人は、申立人と同時期と一緒に国のB支局から当該事業所に入社したとする当該同僚が、当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した同年4月1日に被保険者資格を取得しているものと推認できる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において当該事業所に勤務し、申立期間のうち、昭和19年4月1日から同年10月20日までの厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該被保険者名簿における同僚の記録から、30円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は昭和23年11月8日に解散し、事業主も既に死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成3年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和63年12月1日から同一事業所に勤務しているが、平成3年3月が厚生年金保険に未加入とされている。給与明細書で保険料を控除されていることが確認できるので、申立期間を厚生年金保険加入期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した平成3年3月分のA社に係る給与明細書及び「平成3年3月分の厚生年金保険料は当月の給与から控除していた。」旨の事業主の回答により、申立人が当該事業所からC社に継続して勤務し（平成3年4月1日付けでA社から親会社であるC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する平成3年3月分の給与明細書記載の厚生年金保険料控除額から積算される標準報酬月額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立人の資格喪失日が平成3年3月31日となっていることについて、「平成3年3月31日が日曜日であり、当時の担当者が同年3月30日を退職日、翌日を資格喪失日としたのではないか。」と回答していること、及び事業主が資格喪失日を同年4月1日と届け出たにもか

かわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成11年1月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年1月21日から同年11月1日まで

平成11年1月初めにA社に入社し、13年3月11日に退職した。しかし、厚生年金保険の加入期間は11年11月1日からとなっており、10か月間の加入記録が無い。雇用保険の被保険者となった日は同年1月21日であり、厚生年金保険と雇用保険の資格取得日が異なっているが、以前勤めていた会社では、厚生年金保険と雇用保険の被保険者資格取得日は一致していた。会社が社会保険事務所に提出した届出書類は廃棄されており、事業所の書類も火災により焼失している。社会保険事務所が入力ミスをしたのか、会社が給料から厚生年金保険料を控除していながら納付していなかったのか、給与明細書が残っていないため詳細は分からないが、私の記憶では厚生年金保険料は給与から控除されていたと思う。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、事業主から、「申立人は正社員で、正社員は3か月の試用期間があったが、10か月間も厚生年金保険に加入していないことはない。」との供述が得られており、事務担当者二人から「正社員は3か月の試用期間の後、社会保険と雇用保険の加入手続を同時に行っている。」、また、うち一人から

「自分が事務手続を担当しており、社会保険と雇用保険は、同じ月から保険料を控除していたことを記憶している。」との供述が得られているとともに、他の複数の同僚からも、雇用保険と社会保険は同時に手続が行われ、給与から同時に保険料を控除されていたとの供述が得られている。

さらに、事業主及び同僚5人が記憶する従業員数と申立期間中の厚生年金保険被保険者数はほぼ一致することから、従業員の全員が厚生年金保険に加入していたものと認められる上、正社員で申立人と同じ仕事をしていた同僚5人の被保険者資格取得時期は、各人が記憶する入社時期とほぼ一致するか、遅くとも2か月以内となっていることが確認できる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成11年11月の社会保険事務所の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年6月4日から38年1月1日まで
社会保険事務所の記録では、A社（現在は、B社）における厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされている。
しかし、脱退手当金が支給決定された昭和39年7月13日には既に結婚し、脱退手当金を受け取る必要が無く、脱退手当金の請求手続をしたことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年6か月後の昭和39年7月13日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人が勤務していたA社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和38年1月1日の前後2年以内に資格喪失し、脱退手当金の支給記録が確認できる者は申立人を含めて3名であるところ、申立人以外の2名には脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示がある一方、申立人には「脱」の表示は無いことを踏まえると、申立人に脱退手当金が支給されていたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

福岡厚生年金 事案 1171

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を 38 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月1日から3年8月11日まで
社会保険事務所職員の訪問により、A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額の訂正が行われていることが分かった。

当該訂正後の記録は、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違しているので、申立期間における標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録においては、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額を申立人が主張する 38 万円と記録していたところ、平成5年4月7日付けで、申立期間における標準報酬月額が9万8,000円にさかのぼって引き下げられている。

また、社会保険庁のオンライン記録において、申立期間の標準報酬月額が9万8,000円となっていることが確認できる複数の同僚の標準報酬月額が平成5年4月7日付けで元年4月にさかのぼって9万8,000円に訂正処理されていることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する不納欠損決議書によると、A社は事業不振のため、昭和61年12月以降、申立期間を含め、保険料等を納付できず、徴収権の時効により不納欠損処理していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 38 万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 10 月 21 日から 44 年 5 月 10 日まで
② 昭和 44 年 5 月 10 日から 45 年 10 月 21 日まで
③ 昭和 45 年 10 月 21 日から 47 年 2 月 10 日まで

社会保険事務所の記録では、A社B店、A社及びC社（現在は、D社E事務所）における厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされている。

退職後もアルバイトをしながら求職活動をしており、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたC社の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」表示は無い上、同事業所において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 47 年 2 月 10 日の前後 2 年以内に資格喪失し、かつ、脱退手当金の支給要件を満たしている女性 18 人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、支給記録が確認できるのは申立人のみであることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、最初に就職した事業所で2年の被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、申立人は、脱退手当金が支給決定されているころも継続して働く

意思を有しており、脱退手当金の受給手続を行うはずがないと申し立てしているところ、申立人は脱退手当金の支給決定日の前に別の事業所に再就職していることを踏まえると、申立人がその当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成13年3月から同年8月までの期間は32万円、同年9月は30万円、同年10月から14年1月までの期間は32万円、同年2月は28万円、同年3月から同年5月までの期間は30万円、同年6月から同年8月までの期間は32万円、同年9月及び同年10月は30万円、同年11月から15年3月までの期間は32万円、同年4月は34万円、同年5月は36万円、同年6月から同年8月までの期間は34万円、同年9月は32万円、同年10月及び同年11月は34万円、同年12月は32万円、16年1月は34万円、同年2月及び同年3月は32万円、同年4月及び同年5月は34万円、同年6月は32万円、同年7月及び同年8月は34万円、同年9月は32万円、同年10月から17年1月までの期間は34万円、同年2月及び同年3月は32万円、同年4月及び同年5月は34万円、同年6月は32万円、同年7月及び同年8月は34万円、同年9月は32万円、同年10月から18年10月までの期間は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年3月1日から18年11月21日まで

申立期間について、社会保険庁の記録では、平成13年3月から16年8月までの標準報酬月額が18万円、同年9月から17年8月までの標準報酬月額が20万円、同年9月から18年8月までの標準報酬月額が22万円、同年9月から同年10月までの標準報酬月額が24万円となっているが、A社に勤務していた期間の給与は28万円から35万円程度であったので、申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した給与支給明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額、並びに申立人が提出した給与の振込金額が確認できる預金通帳及び税務署が提出した給与所得の源泉徴収票により認められる報酬月額及び保険料控除額から、平成13年3月から同年8月までの期間は32万円、同年9月は30万円、同年10月から14年1月までの期間は32万円、同年2月は28万円、同年3月から同年5月までの期間は30万円、同年6月から同年8月までの期間は32万円、同年9月及び同年10月は30万円、同年11月から15年3月までの期間は32万円、同年4月は34万円、同年5月は36万円、同年6月から同年8月までの期間は34万円、同年9月は32万円、同年10月及び同年11月は34万円、同年12月は32万円、16年1月は34万円、同年2月及び同年3月は32万円、同年4月及び同年5月は34万円、同年6月は32万円、同年7月及び同年8月は34万円、同年9月は32万円、同年10月から17年1月までの期間は34万円、同年2月及び同年3月は32万円、同年4月及び同年5月は34万円、同年6月は32万円、同年7月及び同年8月は34万円、同年9月は32万円、同年10月から18年10月までの期間は28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の連絡先も確認できないことから不明であるが、給与支給明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、平成13年3月から18年10月まで申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支給明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録（昭和52年6月21日）、及び資格取得日に係る記録（昭和53年11月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額については、昭和52年6月から53年6月までは15万円、同年7月から同年10月までは17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年6月21日から53年11月1日まで

A社には、昭和49年ごろから平成13年まで継続して勤務した。社会保険庁の記録により厚生年金保険の被保険者となっていない昭和52年6月21日から53年11月1日までの期間も間違いなく勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の登記簿から、申立期間の一部については、申立人が取締役就任していたことが確認できるとともに、事業主は、「申立人に給与を支給するために取締役を退任させたのであり、申立人が継続して勤務していたことは間違いがない。」と供述しているほか、同僚からも、申立人が継続して勤務していた旨の供述があることから判断すると、申立人がA社において継続して勤務していたことを推認することができる。

また、申立期間当時、常勤の取締役として在籍していた者の厚生年金保険被保険者記録は、申立期間を含めて継続していることが確認できる上、給与計算を担当していた事業主の妻は、「在籍者については、例外なく厚生年金保険料を控除していた。」と供述している。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断

すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該事業所に係る申立人の申立期間前後の社会保険事務所の記録及び同僚の記録から、昭和 52 年 6 月から 53 年 6 月までは 15 万円、同年 7 月から同年 10 月までは 17 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所に保険料を納付していると主張しているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届などが提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 52 年 6 月から 53 年 10 月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和29年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出及び30年3月1日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月ごろから27年9月1日まで
② 昭和29年9月1日から30年3月1日まで

A社に6年間程度勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が3年程度無い。しっかり調べて、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち昭和29年10月1日から30年3月1日までの期間については、同僚及び申立人の供述からB社（A社の関連会社）に勤務していたことが推認されるところ、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人と同姓同名で、かつ生年月日が一致している者（以下仮に「C氏」という。）が、29年10月1日に被保険者資格を取得し、その後30年3月1日に同資格を喪失していることが確認できる上、C氏の記録は65歳に到達しているにもかかわらず、基礎年金番号に統合されていないことから、C氏の記録は申立人に係るものであると認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和29年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出及び30年3月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該被保険者名簿における

C氏の記録から、8,000円とすることが妥当である。

2 申立期間②のうち昭和29年9月1日から同年10月1日までの期間については、社会保険事務所が保管するA社及びB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、B社は、同年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同日に当該事業所の厚生年金保険の被保険者資格を取得している申立人を含めた8人全員が同年9月1日にA社の厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる上、当該同僚及び事業主から当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができず、申立てに係る事実について確認することができない。

また、申立期間①については、申立人は、A社D出張所において販売等の業務に従事していたと主張し、当時の同社代表取締役及び複数の同僚の名前を挙げているが、社会保険事務所の記録によれば、同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該代表取締役及び同僚の連絡先が不明である上、社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前がある申立人と同年齢の複数の同僚は、いずれも同社本社に勤務し、申立人については承知していないと供述しており、申立人の当時の勤務状況等に関する供述を得ることができず、申立期間①における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、申立人は申立期間①及び申立期間②のうち昭和29年9月1日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除の事実について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び申立期間②のうち昭和29年9月1日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録のうち、平成2年1月から4年7月までは26万円、同年8月から6年10月までは28万円、同年11月は26万円、同年12月から8年1月までは28万円、同年2月から9年7月までは30万円、同年8月から11年7月までは32万円、同年8月から13年2月までの期間及び同年8月から17年10月までの期間は34万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成15年8月5日は37万円、同年12月25日は47万円及び16年8月5日は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間のうち平成13年3月から同年7月までの期間を除き、上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年1月1日から17年11月3日まで

私が保管しているA社に係る給与明細書と社会保険事務所の標準報酬月額の記録を照合したところ、平成2年1月から17年11月までの期間について、社会保険事務所の標準報酬月額の記録が、実際に給与から控除された厚生年金保険料に比べて低いものとなっていた。

厚生年金保険の標準報酬月額について、控除されていた保険料に見合うように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人が所持する申立事業所に係る給与明細書と社会保険庁のオンライン記録（被保険者記録照会回答票）とを照合した結果、申立期間のうち平成13年3月から同年7月までの期間を除く期間について、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と、社会保険庁の同記録における標準報酬月額とが相違していることが認められるとともに、15年8月5日、同年12月25日及び16年8月5日の賞与については、標準賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されているものの、社会保険庁の同記録においては当該標準賞与額に係る記録が無い。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を算定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、当該給与明細書において確認できる保険料控除額から判断すると、平成2年1月から3年7月までは26万円、4年8月から6年7月までは28万円、同年11月は26万円、8年2月から同年7月までは30万円、9年8月から10年7月までは32万円、15年5月から同年9月までの期間、同年11月及び同年12月、16年2月及び同年3月、同年5月及び同年6月、同年8月及び同年9月、同年11月及び同年12月、17年2月及び同年3月並びに同年5月から同年10月までの期間は34万円とすることが妥当である。

また、当該給与明細書において確認できる報酬月額から判断すると、平成3年8月から4年7月までは26万円、6年8月から同年10月までの期間及び同年12月から8年1月までの期間は28万円、同年8月から9年7月までは30万円、10年8月から11年7月までは32万円、同年8月から13年2月までの期間、同年8月から15年4月までの期間、同年10月、16年1月、同年4月、同年7月、同年10月、17年1月及び同年4月は34万円とすることが妥当である。

さらに、申立人が所持する当該事業所に係る賞与支給明細書から、申立人は申立期間において、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の標準賞与額については、平成15年8月5日は37万円、同年12月25日は47万円及び16年8月5日は20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、平成13年3月から同年7月までの期間を除き、給与明細書から確認できる給与支給額又は保険料控除額に見合う報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出たおらず、また、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出していないと認められることから、社会保険事務所は、当該報酬月額又は賞与額に見合う保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間のうち平成13年3月から同年7月までの期間については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額と同額と認められることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

福岡厚生年金 事案 1177

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和63年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年8月31日から同年9月1日まで

昭和56年4月1日からA社に勤務していたが、63年8月31日に同社を退職した。退職した同年8月の給与からは厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、同年8月末をもって被保険者資格を喪失したとされている。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人を通じて提出された申立人に係るA社の昭和63年度の賃金台帳、出勤簿及び公共職業安定所の雇用保険被保険者記録並びに同社人事部の供述から判断すると、申立人が当該事業所に昭和63年8月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和63年7月の社会保険事務所の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「事務手続の誤りにより、雇用保険の被保険者資格喪失日である昭和63年8月31日と同一の日付で厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨を届け出たものと考えられる。」と回答している上、当該事業所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書にも昭和63年8月31日が

資格喪失日として記録されていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成5年11月から6年9月までは14万2,000円、同年10月から7年8月までは16万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月1日から7年9月1日まで

A社に勤務していた当時、給与が手取りでも月額10万円以上あったのに、社会保険事務所の記録では標準報酬月額が引き下げられているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録（被保険者資格記録照会回答票）では、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する平成5年11月から6年9月までは14万2,000円、同年10月から7年8月までは16万円と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成7年10月1日）の後の同年12月4日付けで、申立期間における標準報酬月額が5年11月1日にさかのぼって9万8,000円に引き下げられていることが確認できる上、多数の同僚も7年12月4日付けで標準報酬月額がさかのぼって引き下げられていることが確認できるが、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成5年11月から6年9月までは14万2,000円、同年10月から7年8月までは16万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 4 月から 48 年 12 月までの期間及び 56 年 4 月から平成元年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月から 48 年 12 月まで
② 昭和 56 年 4 月から平成元年 3 月まで

私は昭和 42 年 4 月に他県から A 市（現在は、A 市 B 区）に帰ってきて、店を開業した時期に国民年金へ加入手続をした。

加入手続や国民年金保険料の納付はすべて妻に任せていたので、私自身は確かな記憶は無いが、妻は結婚前より国民年金に加入して保険料は未納も無く納付しており、確実に納付していたはずである。

妻の国民年金保険料が納付済みになっているのに、私の保険料が未納となっているのは不自然であり納得がいかない。

妻と別居後は、国民年金保険料は主に母に渡して納付してもらい、母が納付できないときには自分で納付していたが、母の性格からして納付を漏らしたとは考えられない。

また、申立期間②のうち昭和 56 年 4 月から 58 年 3 月までの期間については申請免除の記録となっているが、この期間に申請免除をした記憶は無く、申立期間の国民年金保険料が納付の記録になっていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人が所持する国民年金手帳の発行年月日により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 49 年 2 月 12 日に払い出されていることが確認でき、この時点において、申立期間①の大部分は時効により国民年金保険料を納付することができない上、当該時期は、第 2 回特例納付の実施時期であるものの、申立人において、申立

期間の国民年金保険料を一括で納付したとの主張は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人自身は、国民年金への加入手続及び保険料の納付にほとんど関与しておらず、国民年金への加入手続及び申立期間①の国民年金保険料の納付をしたとする申立人の前妻から申立内容を裏付ける供述は得られない上、申立期間②の国民年金保険料を主に納付したとする申立人の母親は既に亡くなっており、国民年金保険料の納付に関する申立人の記憶も明瞭^{りょう}でなく、国民年金への加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人が両申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 40 年 3 月までの期間及び 42 年 6 月から 45 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月から 40 年 3 月まで
② 昭和 42 年 6 月から 45 年 12 月まで

申立期間①については、当時、A 市（現在は、A 市 B 区）C に住んでおり、校区婦人会の役員をしていたが、A 市の職員が来て、「国民年金は被扶養者でも任意に加入できる。」と勧奨を受けたので国民年金に加入した。加入当初の国民年金保険料は記憶している。当時、国民年金への加入は、主人に内緒だったので、一時、保険料を納付しなかったこともあったが、その納付しなかった期間については記憶に無い。

申立期間②については、現在の D 市役所に国民年金保険料を納付しているが、保険料の額は憶^{おぼ}えていない。

申立期間について国民年金保険料が未納とされることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が厚生年金保険の被保険者であるため昭和 37 年 4 月ごろに A 市 C に居住していた時に国民年金に任意加入したと主張しているが、同市 B 区役所及び社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、D 市役所及び社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 47 年 7 月 1 日に D 市において払い出されていること、及び社会保険事務所が保管する申立人の国民年金被保険者台帳により、申立人は、同年 7 月 1 日に国民年金の任意加入被保険者資格を取得していることが確認でき、制度上、国民年金の任意加入被保険者は、さかのぼって被保険者資格を取得することはできず、上記台帳の同年 6 月の納

付欄には「これまで非該当月」と記載されていることから、申立期間①及び②は、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間当初の国民年金保険料額は、申立人が納付したと主張する保険料額と相違する上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

国民年金制度発足当初の昭和36年4月から国民年金に加入し保険料を納付していた。同年3月に長女が誕生し、同年4月から男性が2年くらい国民年金保険料の集金に来ており、その後、50歳ぐらいの女性が集金に来て2年ほど経った時に、その女性が野球場の裏を通っていたところプロ野球選手のAさんの場外ホームランボールが頭に当たり、2か月くらい入院した。退院した後も集金に来ていたが、体調不良で国民年金の集金人を辞めた。

このため、国民年金保険料の納付場所が分からなくなっていた時に、B市の広報で、C町の神社の社務所において国民年金保険料の収納を行うことが分かったので、そこで未納の国民年金保険料をすべて納付した。

申立期間の保険料が未納になっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足当初の昭和36年4月から国民年金に加入し保険料を納付していたと主張しているものの、社会保険事務所の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、41年4月に払い出されていることが推認でき、B市D区役所が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿の備考欄に「手帳交付昭41年4月26日」と記載されていることから、同年4月26日に国民年金手帳が申立人に交付されていることが確認でき、この時点では、申立期間の大半は既に時効により国民年金保険料を納付することができない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和36年3月に長女を出産し、同年4月から国民年金保

険料を納付し、40年ごろに国民年金保険料の集金をしていた女性がA氏の場
外ホームランの打球が頭に当たったことにより当該集金業務を辞めたと主張し
ているところ、当該ホームランの打球による事故については、関係球団等にお
いても確認できない。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示
す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険
料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断
すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めること
はできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 60 年 3 月まで

実家が事業を営んでおり、私はその手伝いをしていた。各種支払いなど経理関係はすべて母が行っており、私の国民年金についても、母が加入手続きをしてくれて、私の夫の分と一緒に保険料を納付していると聞いていた。

申立期間については、両親の国民年金保険料は納付済みとされているのに、私の分だけが未納とされているということは納付できない。必ず納付しているはずなので、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人及びその夫の国民年金保険料を申立人の母親がまとめて納付していたと主張しているところ、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の夫に係る申立期間の国民年金保険料も未納となっていることが確認できる上、申立人は、国民年金への加入及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親は既に死亡しているため、申立期間の国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳において、昭和 47 年 3 月 1 日に A 町（現在は、B 市）から C 町に転居した記録は確認できるものの、その後、50 年 6 月 17 日に A 町に再び転居しているにもかかわらず、当該住所変更記録は確認できず、平成 9 年 3 月 31 日に当該住所変更手続きがなされていることが確認できることから、申立人が、C 町から A 町へ転居した際に国民年金に係る住所変更手続きを行っておらず、このため、申立期間の国民年金保険料を A 町において納付できなかったものと考えられる。

さらに、B 市役所が保管する国民年金被保険者名簿索引票には、同居世帯については同じ世帯番号の記載があるところ、同市役所が保管する昭和 52 年

度及び 54 年度の国民年金検認報告書において、検認記録が世帯番号順に記載されているにもかかわらず、申立人の両親及び当時同居していたと思われる申立人の妹についての記録は確認できるが、申立人及びその夫の記録は見当たらない。

加えて、申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した周辺事情、関連資料を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から47年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年8月から47年1月まで
昭和46年8月1日にA社を退職し、その後、失業保険給付を受けていたが、その給付金で国民年金保険料を自分で納付していたのに、申立期間が未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年12月に払い出されていること、及び申立人が所持している国民年金手帳は49年1月11日に発行されていることが確認できる上、申立人はこの手帳以外に国民年金手帳を所持したことはないと供述していることから、48年12月以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、申立人は国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、B市C区役所が保管する申立人の国民年金被保険者名簿によると、国民年金手帳が発行された時点において、申立人は昭和48年10月から53年3月までの国民年金保険料の納付を申請免除しているなど、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年1月から61年3月まで

私は、昭和42年5月の結婚に伴い国民年金に加入し、A町（現在は、B市A町）の納付組合を通じて同町に国民年金保険料を納付していたが、56年1月から医院に勤務し厚生年金保険に加入した後、夫の第3号被保険者となる直前の61年3月までは納付組合が国民年金保険料の集金に来たので、義母が国民年金保険料を毎月、納付していた。

申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、申立人は、申立期間を含め昭和56年1月から平成11年9月までの期間に厚生年金保険に加入していることが確認できる上、同オンライン記録及びB市役所が保管する国民年金被保険者名簿により、申立人は、昭和56年1月5日に国民年金被保険者資格を喪失していることが確認できることから、申立期間は、国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与していない上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者の供述も得られず、申立期間当時の国民年金保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人が納付したと主張する国民年金保険料の月額は、申立期間の保険料の月額と相違する上、同オンライン記録によれば、申立人が国民年金第3号被保険者資格を取得したのは、平成11年10月であることが確認できる。

加えて、申立人の義母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 3 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 3 月から 56 年 3 月まで

私の亡くなった父は年金や保険等には特に厳しい人であり、家族の国民年金保険料もすべて父が隣組を通して納付していた。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 57 年 1 月に払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は過年度納付以外によっては納付することができない期間である。

また、申立人は、申立人の父親が国民年金保険料の納付組織である隣組を通じて保険料を納付していたと供述しているが、納付組織では現年度保険料の納付のみを取り扱っており過年度保険料の納付を取り扱うことは無いことから、申立人の父親は、現年度保険料となる昭和 56 年 4 月までの保険料をさかのぼって納付したものの、申立期間については過年度保険料となるため納付することができなかつたと考えるのが自然である。

さらに、申立人の父親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無い上、申立人自身は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与していないため、保険料の納付状況等が不明であり、このほか申立人の父親が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 2 月から同年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 2 月から同年 4 月まで

昭和 44 年 1 月末、勤めていた父の会社が倒産し、残務整理のため 3 か月程、就職することができなかった。子供が 1 歳半だったので、国民健康保険に入らなければならないと思い、A 市 B 区役所に行った。その時、国民年金にも強制的に加入させられ、国民健康保険と国民年金の保険料を 1 か月分納めた。その時の「健康保険と年金とは連動しているんだね。」という夫婦の会話を憶えている。その後、3 月分と 4 月分は 1 か月分ずつ納めた。5 月に就職できて、ホッとしたのを憶えている。

納付書と領収書は、横向きの型で、左側が黒いテープで留められていた。領収した時に右側の大きな方はちぎられて、左の小さな方が残っていた。昭和 44 年 5 月からは、厚生年金保険に加入したので、5 月分からの領収書の用紙がついたままになっていて、整理するのに邪魔になっていた。その後、10 数年たってから社会保険事務所でオレンジ色の手帳をもらった時に、加入記録を記入してくれたので、領収証用紙を捨てたいと思った。しかし、3 枚だけは念のために取っておこうと思い、外そうとしたが、固く綴じてあり外れなかったので、あきらめて全部処分した。

以上のことから、昭和 44 年 2 月から同年 4 月分については、間違いなく納付しているので、記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 57 年 9 月に払い出されていることが確認できるのみであり、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、国民年金手帳記号番号が払い出された時点において申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間

である。

また、申立人が所持する年金手帳により、申立人は国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、昭和 44 年 2 月にさかのぼって強制加入被保険者資格を取得していることが確認できることから、57 年 9 月に国民年金手帳記号番号が払い出されるまでは国民年金の未加入期間とされており、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人は昭和 44 年 2 月ごろ、A 市 B 区役所で国民年金への加入手続を行った際に、国民年金手帳の交付は受けておらず納付書兼領収書の綴りをもらったと供述しているが、国民年金への加入手続を行っているにもかかわらず、国民年金手帳が交付されなかつたとは考え難いこと、及び A 市が国民年金保険料の収納を全面的に納付書方式へ切り替えた時期は 49 年 4 月であり、申立期間当時は印紙購入による保険料の納付が行われているとともに、国民健康保険においては、すでに納付書方式による収納が開始されていることを考慮すると、申立人が加入手続時に交付されたとする納付書兼領収書の綴りは、国民健康保険料の納付に係るものであると考えられ、申立人は、この納付書を国民年金保険料の納付書と誤認している可能性を否定できない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から同年12月までの期間、42年7月から43年9月までの期間、44年1月から同年6月までの期間及び49年3月から51年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から同年12月まで
② 昭和42年7月から43年9月まで
③ 昭和44年1月から同年6月まで
④ 昭和49年3月から51年6月まで

私は、昭和51年ごろ、将来の自分の年金受給額を正しく知りたいと思い臨時にA市のビル内に設けられた年金相談会場に出かけた。そこで、具体的な説明も無く、これで年金記録は1本につながりましたと言われ、その場で国民年金保険料を納付し、金額だけ書かれた領収証を受け取ったが今は所持していない。そのころに社会保険事務所から国民年金保険料納付の確認の電話があったことを憶えている。

申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、A市が37歳以上の国民年金未加入者への特例納付対策を行っていた昭和53年8月に払い出されており、ほかに申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、この時点において、申立期間は特例納付以外の方法では国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された直後の昭和53年10月に、最大さかのぼることが可能な51年7月から53年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることは確認できるものの、社会保険庁の特殊台帳では、申立期間について特例納付された事跡が見当たらない上、申立人が一括し

て納付したと供述している保険料額は、申立期間の国民年金保険料を一括納付した場合の保険料額と大きく乖離^{かいり}している。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶は曖昧^{あいまい}である上、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 60 年 3 月まで

申立期間当時は、夫と二人で自営業を営んでいたが、夫の体調が悪く、夫婦で国民年金保険料の免除承認を受けていたと思っていた。

しかし、社会保険事務所の記録では、夫の免除記録はあるが、私の免除記録は無いとの回答であり、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 9 年 1 月に基礎年金番号が統一された際に払い出されたものと推認され、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらず、申立期間は、国民年金未加入期間であると考えられ、申立人が保険料免除の承認を受けていたとする申立内容は不自然である。

また、申立期間については、申立人は当該期間に係る夫婦二人分の保険料免除申請手続を行ったのは夫であると主張しており、申立人は保険料免除手続に関与していない上、夫の記憶は明確でなく、申立人の保険料免除の申請状況等は不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料の免除申請を行っていたことを示す国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書等の関連資料は無く、申立期間は 84 か月と長期間であり、前後の期間も国民年金保険料は未納であるなど、申立人の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から52年3月まで
国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、申立期間の国民年金保険料の納付が確認できないとの回答をもらった。

昭和48年2月に夫が入院したのを契機に国民年金に加入し保険料を納付していたが、納付記録は加入直後の同年2月及び同年3月の2か月のみであり、2か月で保険料納付を止めることはあり得ない。申立期間の国民年金保険料は納付していたと思うので回答に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳に記載されている発行日、並びに昭和48年2月及び同年3月の国民年金保険料領収書の収納日付印から、申立人が国民年金への加入手続を行ったのは同年2月2日であることが確認できるものの、申立人は申立期間の保険料に係る納付金額、納付場所及び納付方法等に関する記憶が明確でなく、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、A町役場が保管する国民年金被保険者名簿から、申立人は昭和54年2月26日に申立期間直後の52年4月から53年3月までの期間の国民年金保険料を2年近くさかのぼって納付したことが確認でき、この時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 3 月から平成 6 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 3 月から平成 6 年 4 月まで
平成 2 年か 3 年ごろ A 市 B 区役所から呼出しがあり、窓口担当者から昭和 60 年 3 月から国民年金保険料が未納であるので申立期間の未納保険料を分割して納付するように言われた。その後、国民年金への加入手続をして、どの期間か分からないが第 1 回分の国民年金保険料を同区役所窓口で納付したので、未加入の記録とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、国民年金に加入し国民年金手帳記号番号の払出しを受けた形跡は見当たらない上、A 市 B 区においても申立人の国民年金被保険者名簿は確認できず、申立人が申立期間当時、国民年金に加入していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、社会保険庁の記録では、申立期間は国民年金へは未加入とされている期間であり、国民年金保険料をさかのぼって納付できない期間であることを踏まえると、平成 2 年か 3 年ごろに昭和 60 年 3 月からの未納期間の保険料をさかのぼって納付したとする申立人の主張は不自然である。

さらに、申立人は A 市 B 区役所から国民年金保険料の納付督促を受け、国民年金に加入したと申し立てているが、国民年金被保険者でない者に対して納付督促が行われることは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から54年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月から 54 年 6 月まで

国民年金保険料納付記録を照会したところ、申立期間の保険料を納付した記録は確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、申立期間の国民年金保険料については、昭和 56 年の夏ごろにA町役場で過去7年間の保険料を納付した記憶があるため回答に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 56 年 10 月にその妻と連番で払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は昭和 56 年夏ごろに過去7年間の国民年金保険料をA町役場の担当窓口で納付したと主張しているが、納付したとする保険料額は当時の保険料額と相違している上、当該時期に特例納付は実施されていない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月 6 日から 47 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間はA社の正社員としてB市のデパートの売場で働いていた。

退職して数週間してから厚生年金保険被保険者証をもらい、大切に取っておくように言われて保管していたが、結婚して引っ越しなどを繰り返しているうちに紛失してしまった。

脱退手当金は受け取っていないので、詳しく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立人が結婚後に居住していたC市の住所及び脱退手当金裁定請求書を提出した直後に転居したことを届け出た記録が記載されており、この記載内容は申立人に係る改製原戸籍附票の記録と一致している。

また、脱退手当金計算書等の関係書類には、社会保険庁のオンライン記録の支給決定日と同じ日付による「小切手交付済」の印が押してあり、支払決定通知書を当該住所地近くの金融機関に提示し、受給する取扱いであったことが記載されているなど、適正な事務処理が行われていることから、支払決定通知書が同住所地に送付されたものと考えられる上、請求書類には、結婚後に居住していたC市の住所の記載がある申立期間に係る退職所得申告書が添付されていることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

さらに、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱

の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはないと認め、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月 16 日から 52 年 11 月 1 日まで

A社における厚生年金保険の加入記録では昭和 38 年 2 月 18 日に資格取得し、同年 5 月 16 日に資格喪失したことになっている。しかし、同社に入社以来、52 年 11 月 1 日まで勤務していたので、38 年 5 月 16 日から 52 年 11 月 1 日までの期間についても厚生年金保険の加入期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社での仕事内容についての記憶、申立人が同事業所における同僚として名前を挙げた者の供述及び社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該同僚の厚生年金保険被保険者記録が確認できることから、勤務期間の特定はできないものの申立人が同事業所に勤務していた可能性がうかがわれる。

しかしながら、申立人に係る社会保険庁のオンライン記録により、申立期間のうち、昭和 48 年 4 月 1 日から 50 年 7 月 1 日までの期間については、国民年金保険料の納付記録が確認され、当該期間については、国民年金の被保険者であったことがうかがわれるとともに、社会保険事務所の記録により、当該事業所は 52 年 8 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、法人登記においても、昭和 53 年 11 月に解散している上、当時の事業主も既に死亡していること、及び申立人が申立期間当時一緒に勤務したとして名前を挙げている同僚及び当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時に名前が確認できる同僚 122 人のうち、供述が得られた 5 人の同僚

は、いずれも「申立人とは一緒に働いていたことは記憶しているが、申立人が厚生年金保険に加入していたか否かは知らない。」と述べていることから、申立期間における勤務実態や事業主による厚生年金保険料の控除事実について確認することができない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年から49年まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A軍B基地において事務員として勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した海外在住の友人からの手紙及び当時の勤務実態に係る申立人の供述から、期間の特定はできないものの、申立人がA軍B基地に勤務していた可能性はうかがえる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するC管理事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、公共職業安定所の記録によれば、申立期間における申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

さらに、当該管理事務所から業務を承継した国の所管局D事務所では、「A軍B基地内において、事務員として勤務する者を採用する場合は、当該管理事務所において採用していたはずであり、昭和26年以降の関係資料等はすべて保存しているが、申立人に係る記録は確認できない。」と回答している上、申立人は当該事業所で同じ業務を行っていた同僚等の氏名を記憶しておらず、供述を得ることができないことから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 8 月 1 日から 27 年 4 月 1 日まで

私が働いていたA社の従業員は 20 人ぐらいで、私は加工の仕事を、同僚は別種の仕事をしていた。当時、同社の経営が思わしくなく、同僚は給料の遅配があったので退職し、B社に転職したが、私も同僚から誘われて、その後、同事業所に転職した。

同僚がA社で働いていた期間は、厚生年金保険の加入期間になっているのに、私が働いていた期間が厚生年金保険の加入期間となっていないことに納得がいかないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における仕事内容に関する供述、申立人が同僚として名前を挙げた者が当該事業所において申立人と一緒に勤務していたとする供述、並びに当該同僚に係る社会保険庁のオンライン記録及び社会保険業務センターが保管する厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において厚生年金保険被保険者資格が確認できること等により、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していた可能性はうかがえる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の被保険者記録は確認できない上、社会保険業務センターが保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）においても、当該事業所における申立期間に係る被保険者記録は確認できない。

また、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、法人登記においても、同社は昭和 36 年

10月に解散していることが確認でき、当時の事業主も既に死亡している上、申立人が申立期間当時一緒に勤務したとして名前を挙げている同僚及び当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間当時に名前が確認できる同僚12人のうち、唯一連絡が取れた同僚は、「当時従業員の数ははっきり憶えていない。また、申立人と一緒に働いていたが、申立人が厚生年金保険に加入していたか否かは知らない。」と供述していることから、申立期間における勤務実態や事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 5 月 1 日から 31 年 2 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、昭和 29 年 5 月に入社したA社B工場（現在は、C社D事業所）における厚生年金保険被保険者資格取得日が 31 年 2 月 1 日と記録されていることが分かった。
昭和 29 年 4 月に公共職業安定所において適性検査等を受けて、当該事業所に臨時職員として採用されたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和 31 年 2 月 1 日と記録されている上、申立人が「一緒に入社した。」として名前を挙げた同僚が、同事業所における同資格を取得しているのは、申立人と同日であることが同名簿において確認できる。

また、事業主が保管している「厚生年金保険被保険者臺帳」において、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和 31 年 2 月 1 日であり、社会保険事務所の記録と合致している。

さらに、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿において名前が確認できる同僚の一人は、「当時は試用期間があった。自分も数か月間の試用期間中は厚生年金保険に加入させてもらっていない。」と供述をしている。

加えて、事業主は、「当時の書類は、『厚生年金保険被保険者臺帳』以外は一切残っていない。」と回答しており、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

このほか、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与か

ら控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月 1 日から 39 年 1 月 31 日まで

A市B区にあったC社に昭和36年10月から39年1月まで勤務していた。当時働いていた、同社が経営する店の前に郵便局があり、2日か3日おきに貯金し、自動車学校に行くだけのお金が貯まったところで店を辞め、運転免許を取得できたことを記憶しているので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は事業所の名称及び所在地を記憶しており、申立人が名前を挙げた同僚12人のうち二人の厚生年金保険被保険者記録が、社会保険事務所が保管するC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間において確認できることなどから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、i) 申立人が名前を挙げ、上記被保険者名簿により名前が確認できる上記二人の同僚の被保険者資格取得日は、申立期間の始期から1年3か月前及び8か月前であることが確認できるが、申立人は自身が勤務を始める2年か3年前から両人とも勤めていたと供述しており、両人の被保険者記録と申立人の供述内容は相違する、ii) 申立人が同じ接客係の仕事をしていたとして名前を挙げた同僚10人のうち8人については、上記被保険者名簿では被保険者記録が確認できない上、残る二人と考えられる者については、申立期間における被保険者記録は確認できない、iii) 申立人は従業員数を500人ぐらいと記憶し

ているが、上記被保険者名簿で確認できた被保険者数は、昭和 36 年 10 月時点及び 39 年 1 月時点とも 100 人前後である、iv) 聴取できた同僚の一人は、「自分は主任、マネージャーを勤めたが、最初は接客係からだった。接客係は出入りが激しいので厚生年金保険には加入していなかったのではないか。」と供述しており、他の同僚一人からも同様の供述が得られているところ、両人の厚生年金保険の被保険者記録は、いずれも両人が記憶する勤務期間より短いものとなっていることなどから、C社では、従業員について勤務と同時に厚生年金保険への加入手続を行っておらず、勤務していても厚生年金保険には加入していなかった者がいた状況がうかがえる。

さらに、事業所は現存しているものの、現在の事務担当者から、「当時の資料は残っておらず、30 年以上前に店は廃業しており、当時のことが分かる者がいないため詳細は不明である。」との回答が得られている上、当時の事業主は高齢で事情を聴取することができず、当該事業主が会長を務める関連会社の取締役からは、「自分も昭和 40 年ごろに勤務していたと思う。接客係は出入りが激しかったが、厚生年金保険の加入については、はっきり分からない。」との供述しか得られず、法人登記の記録により名前が確認できた取締役二人のうち、連絡が取れた一人からも「申立期間当時には在籍していなかったため分からない。」との供述しか得られないことから、当時の事情を確認できない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 7 月 25 日から 32 年 8 月 1 日まで
昭和 29 年 5 月 24 日に入社し、試用期間の 2 か月を経て、平成 7 年 5 月 31 日に定年退職するまでの期間、A 社 B 支店に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格取得日が昭和 32 年 8 月 1 日となっていた。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録により、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する A 社 B 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は昭和 32 年 8 月 1 日に被保険者資格を取得したと記録されており、申立期間における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、A 社 C 支店（現在、A 社に係る D 県内の統括窓口支店）が提出した「社会保険管理カード」によれば、申立人については昭和 32 年 8 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したと記録されており、当該記録は社会保険事務所の記録と合致する。

さらに、上記被保険者名簿により名前が確認できた同僚からは、「見習期間、いわゆる臨時雇用の期間が 3 年ぐらいいあって、それから常用雇用になった。その臨時雇用の期間は社会保険の適用は無かった。」、「見習期間が 3 年から 4 年ぐらいいあったと思う。試験を受けて常用雇用になってから社会保険に加入させてもらった。」、「見習期間はそれぞれ違っていたが、7 年ぐらいいあった。臨時雇用から試験を受けて、常用雇用になったときに社会保険に加入させてもらった。」との供述が得られているほか、申立人は入社して 4 年ぐらいい

て本採用の試験を受けたと供述していることを踏まえると、当時、A社B支店では、すべての従業員について入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させていた事情はうかがえない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 1 月から 35 年 11 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社で長期臨時雇用職員として勤務していた期間の被保険者記録が確認できなかった旨の回答を得た。

保険料控除の事実を証明する書類は無いが、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、B市内に所在するA社の各支店及び事務所を管轄していたとされる同社C支店（承継事業所は、A社D支店）は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったことが社会保険庁の記録により確認できるものの、同支店が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者記録は確認できない。

また、A社D支店に照会したところ、同支店では、「申立人に係る関連資料を保管していないものの、申立期間当時は正社員と長期臨時雇用の2種類の雇用形態があり、長期臨時雇用対象者については雇用保険のみの加入であった可能性がある。」旨を回答していることから、申立期間当時、同社ではすべての従業員を一律に厚生年金保険に加入させていた事情はうかがえない。

さらに、申立人が記憶する同僚については、名字のみの記憶であることから特定することができず、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1187

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 21 日から 40 年 8 月 7 日まで
厚生年金保険の加入記録について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。
昭和 39 年 3 月に大学を卒業後、A社に入社し、40 年 8 月まで勤務していた記憶があり、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が申立人に発行した在籍証明書及び同僚の供述により、申立人が、申立期間に当該事業所に勤務していた可能性がうかがわれる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者記録は確認できず、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

また、当該事業所は申立人に係る関係資料を保管しておらず、事業主は長期療養中のため聴取を行うことができない上、連絡が取れた同僚から厚生年金保険の適用状況に関する具体的な供述が得られないことから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月から 36 年 4 月まで

社会保険事務所の記録では、私が昭和 34 年 4 月から 36 年 4 月末まで勤務した A 社（現在は、B 社）における厚生年金保険被保険者記録が無い。確かに在籍していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述及び申立人が A 社において申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる二人の同僚を記憶していることから、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者記録は確認できず、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものと考える上、当該事業所は、申立人に係る関係資料を保管しておらず、当時の事業主は死亡しており供述を得ることができないことから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

また、申立人は、申立期間当時、申立人が当該事業所に勤務していたことを供述した同僚及びその兄と一緒に当該事業所で勤務していたと主張しているが、当該同僚の申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、当該同僚の兄が被保険者資格を取得したのは、申立人が退社したとする昭和 36 年 4 月末から 3 年以上経過した 39 年 12 月 1 日である上、当該同僚は、「当該事業所は肉体労働に従事するような現場の者を基本的に社会保険に加入させずに、仕事ぶりを認めた従業員だけを厚生年金保険に加入させていたので

はないか。」と供述していることから、当該事業所では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を一律に取得させていなかった事情がうかがえる。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1189 (事案 466 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年2月1日 から 同年10月1日 まで
② 昭和23年11月1日 から 31年4月11日まで

55歳になった昭和59年にA社会保険事務所で年金の受給手続きを行ったところ、B社及びC社に勤務していた期間について、31年5月14日に私(D)あてに脱退手当金が支給済みであるとの回答があった。納得できなかったため、E社会保険事務所に再度問い合わせたところ、同じ回答であった。しかし、紛失のため再発行され、結婚により旧姓名からDに変更した厚生年金保険被保険者証を所持している。脱退手当金の請求手続等は一切行った記憶が無いので、脱退手当金を受給したことになっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が勤務していた過去の異なる事業所における二つの厚生年金保険被保険者期間すべてについての支給となっているとともに、厚生年金保険被保険者記号番号も同一であり、漏れている被保険者期間は無いこと、ii) 申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和31年5月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないことがないこと、iii) 脱退手当金の支給記録がある同僚6人のうち5人が、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後から4か月後に支給決定を受けており、同事業所による代理請求の可能性が認められることとして、既に当委員会の決定に基づき平成20年11月12日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、厚生年金保険被保険者証の再発行手続きをした際、社会保険事務所に同行したという同僚、及び脱退手当金の受給記録があるとされている。

たが、「受給した記憶が無い。」旨の社会保険事務所への申出により脱退手当金支給記録を訂正されたという同僚の氏名を思い出したこと、並びに退職時に事業所の担当者から脱退手当金を受給する意思を確認された際に、「少ない一時金をもらうより、将来、年金でもらった方が有利である。」との申立人の祖母の助言により、脱退手当金を受給しない旨を担当者に申し出たことを思い出したことを新たな事情として、当委員会に再申立てを行ったところである。

しかしながら、申立人の厚生年金保険被保険者証の再発行手続きに同行したとする同僚は、「申立人に同行したことがあるかもしれないが、その際の具体的な記憶が無い。」と供述している上、社会保険事務所への申出により脱退手当金支給記録を訂正されたとする同僚は、「昭和 63 年に年金相談に行った結果、私の未統合の記録が整備されたことはあるが、脱退手当金を支給されたとの記録は無く、支給記録が訂正されたことはない。」と供述している。

これは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 49 年 3 月まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に職人として勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。
勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げたA社における同僚の供述及び申立人の申立内容から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、公共職業安定所の記録によれば、申立期間における申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

さらに、当該事業所については、法人登記の記録も確認できず、当時の事業主に照会することができないため、当時の同業者に照会したところ、「昭和 40 年代は、同業者のほとんどが厚生年金保険に加入していなかった。」と回答している上、同事業所に勤務していた申立人の同僚は、「申立人が勤務していたことは記憶している。当時、同事業所が適用事業所であったか否か分からないが、私自身の厚生年金保険被保険者記録も無い。」と供述していることから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、この

ほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 5 月 7 日から 43 年 3 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（B出張所）に営業担当として勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。
勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社（B出張所）における同僚として名前を挙げた者の厚生年金保険被保険者記録が、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できること、及び同僚の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、公共職業安定所の記録によれば、申立期間における申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、当時の事業主に照会したところ、「申立人に係る記憶は無く、当時の関係資料等は保存しておらず、申立ての事実を確認できない。」と回答している上、同事業所に勤務していた申立人の同僚4人に聴取したところ、うち一人は、「私は昭和 41 年夏に本社に入社後、

B出張所に転勤し、その後、申立人がB出張所に入社してきた。勤務期間は短期間だったと記憶しているが、厚生年金保険の適用については分からない。」、二人は、「当時、B出張所の従業員は私自身を含め7人であったが、申立人に係る記憶は無い。」、残りの一人は、「私は、本社で社会保険手続きを一括して行っていたが、申立人に係る記憶は無い。厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格取得手続は同時に行っていた。」と供述していることから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 10 月 1 日から 55 年 10 月 1 日まで
社会保険事務所に年金記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない旨の回答であった。

私は申立期間以前に勤務していたB社を一度退社し、再度、同事業所に就職した時には事業所の名称がA社に変わっていたが、事業主や所在地に変更は無かった。

同じ事業所であるにもかかわらず、B社では厚生年金保険の加入記録が確認でき、A社では加入記録が確認できないのは納得できないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、社会保険庁の記録において厚生年金保険の適用事業所として確認できず、類似の名称の事業所についても確認を行ったものの、適用事業所としての記録は見当たらない。

また、商業法人登記簿により、申立期間において、A社の取締役が申立人を含めて3人確認できるが、社会保険庁の記録によれば、申立期間における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、申立期間中の3か月間を除き国民年金保険料が納付されていることが確認できるほか、残る二人の取締役についても、申立期間において、厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、国民年金保険料が納付されていることが確認できる。

さらに、申立人は、当該事業所に係る同僚等の氏名を記憶していない上、事業主等からも供述を得ることができないことから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月 1 日から 39 年 8 月 1 日まで

A社に昭和 36 年 5 月 1 日から勤務したが、厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所に照会したところ、同社に係る加入記録は 39 年 8 月 1 日から同年 12 月 16 日までの期間である旨の回答であった。

昭和 36 年か 37 年の秋に通院した病院で、A社から交付された健康保険証を使ったことを記憶しており、退職前 4 か月間のみの記録には納得がいかないため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は昭和 39 年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることは確認できるものの、申立期間における被保険者記録は確認できない。

また、同僚の二人は、入社後 1 年以上経過して厚生年金保険に加入したと回答していること、及び当該被保険者名簿によると、当該同僚が記憶する 8 人の同僚のうち、4 人の被保険者記録は確認できないことから、当該事業所は、すべての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていた事情はうかがえない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 6 月 21 日から同年 9 月 27 日まで

A社を退職後、労働基準監督署に同社での未払賃金について相談した結果、後日、同社から未払賃金が二度支払われた。これは在職期間中に支払われるべき報酬であり、申立期間における本来の標準報酬月額は 26 万円程度になるはずである。会社が届け出た標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る給与支払明細書及び源泉徴収簿兼賃金台帳に記載されている申立期間の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額と社会保険庁のオンライン記録の標準報酬月額を比較したところ、金額は一致しており、社会保険庁の記録上の標準報酬月額に相当する保険料額を上回る厚生年金保険料が申立人の給与から控除されていた事実は確認できない。

また、当該事業所は、退職後に申立人に支払った金銭からは厚生年金保険料を控除していないと回答している上、上記の源泉徴収簿兼賃金台帳における支払額と申立人が提出した預金通帳に記録された振込額とは一致しており、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料控除の事実は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間にその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 5 月 1 日から 23 年 1 月 2 日まで

昭和 21 年 5 月 1 日から A 社 B 工場に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録は 23 年 1 月 2 日からとなっている。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する A 社 B 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に被保険者記録が確認できる同僚の供述及び申立人の申立期間当時の業務内容等に関する供述から、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間において同事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該被保険者名簿によれば、申立人は、昭和 23 年 1 月 2 日に厚生年金保険被保険者資格を取得しているものの、申立期間における申立人の被保険者記録は確認できない上、申立人が当該事業所に勤務したとする日の 1 か月前の 21 年 4 月 1 日から厚生年金保険被保険者資格取得日の 23 年 1 月 2 日の前日までの期間において、被保険者資格を取得した者は無く、健康保険の整理番号にも欠番は無い。

また、当該被保険者名簿に被保険者記録が確認できる同僚二人は、昭和 20 年 9 月 1 日から当該事業所に勤務していたと供述しているが、そのうちの一人の厚生年金保険被保険者資格取得日は 21 年 2 月 4 日、他の同僚の資格取得日は申立人と同一日である 23 年 1 月 2 日となっており、当該事業所においては、従業員を採用後、一定期間を経過して厚生年金保険に加入させていた事情がうかがえる。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主も既に死亡しているため供述を

得ることができない上、同僚からも当時の厚生年金保険の適用状況に関する具体的な供述を得ることができないことから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。